

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第9号（平成19年3月28日）

職員の営利企業等の従事制限に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項に規定する職員の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限される地位）

第2条 法第38条第1項の規定に基づき、職員が任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずる職とする。

（許可の基準）

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第38条第1項に規定する許可をすることができない。

- (1) 勤務時間その他の事由により職務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) その営利企業等が職員の職及び勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公平な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その営利企業等の事業又は事務の性質上従事することが適当でないと認められる場合

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。